

つくばみらい市特別児童手当(市独自施策)

～令和6年度も事業実施します～

児童手当(特例給付)の所得上限限度額の超過をしたことで、手当を受給することができなくなった子育て世帯に、公平な手当支給を行うため、市独自の「つくばみらい市特別児童手当」を支給しています。

<支給対象者>

所得上限限度額超過により、児童手当(国制度)を受給できない方

※申請者の住民票が、市内にあること(公務員の方も対象)

※手当は、支給要件(養育・出生・転入)が発生した翌月から支給開始します。ただし、申請時点で既に支給要件を満たす場合、要件が発生した翌月まで遡り手当を受給することができます。

<対象児童> 中学校卒業までの児童(0歳～15歳到達年度末まで)

<支給金額> 対象児童1人あたり 5,000円

<申請期限> 令和6年9月30日(月)まで

※郵送(最終日消印有効)

<支給時期> ※遡り支給分がある場合は、直近の支給時期に一括支給を行います。

① 6月期(4・5月分)

② 10月期(6・7・8・9月分)

令和5年度に本手当を受給された方は、再度の申請は不要です。

※1 令和6年6月分から所得審査年が変わるため、所得確認できない場合は、書類の提出をお願いすることがあります。

※2 令和6年度課税(令和5年中の所得)が児童手当(国制度)の所得上限限度額を下回る場合は、令和6年6月までに、児童手当の認定請求が必要です。(遡り受給はできませんのでご注意ください。)

所得税法上の取扱いについて

つくばみらい市特別児童手当は、所得税法上の雑所得となり課税対象です。

※一般的な給与所得者は、給与所得以外の所得が年間20万円以下である場合は、確定申告不要とされています。

※児童数が多い場合など、手当受給額と給与以外の所得の合計が、年間20万円を超える場合は、確定申告が必要な場合がありますので、ご注意ください

<連絡・受付先>

つくばみらい市保健福祉部こども局みらいこども課

つくばみらい市福田 195 番地 伊奈庁舎1階3番窓口

0297-58-2111(内線 4202)

※受付時間:午前 8 時 30 分から午後5時15分

※みらい平市民センター、谷和原庁舎では受付できません。

詳細は、QR コードを読み取り、市ホームページをご確認ください。⇒



〈申請に必要な書類〉

申請者共通

□所得の証明書類の提出について(申請者・配偶者等)

つくばみらい市特別児童手当は、児童手当(国制度)に準拠し、支給開始する手当月により、所得審査年が変わります。手当を請求する月にあわせて、所得証明書類の提出が必要です。(所得申告時、本市住民登録済者を除く)

手当は、支給要件が発生した翌月から発生します。

例えば、令和6年4月分の手当を受給するためには、令和6年3月中にすでに手当支給要件に該当している方(本市に住民票を有し、児童を養育している)が対象です。

令和5年4・5月分の手当を請求される方

- 令和4年1月1日時点、つくばみらい市に住民票を有していなかった方
令和3年中の「申請者、配偶者等の所得が確認できる書類(課税証明書、所得証明書)」

令和5年6月分から令和6年5月分の手当を請求される方

- 令和5年1月1日時点、つくばみらい市に住民票を有していなかった方
令和4年中の「申請者、配偶者等の所得が確認できる書類(課税証明書、所得証明書)」

令和6年6月以降の手当を請求される方

- 令和6年1月1日時点、つくばみらい市に住民票を有していなかった方
令和5年中の「申請者、配偶者等の所得が確認できる書類(課税証明書、所得証明書)」
⇒ 令和6年5月1日以降に、「児童手当(国制度)の認定請求」をされた方は、公簿により所得審査を行うため、提出不要です。(受給可否を問わず、受給審査を受けることができます。)

□認定請求書 (認定請求書は、市ホームページで取得できます。)

□顔写真付き本人確認書類のコピー

[例]●運転免許証(両面) ●マイナンバーカード(表面) ●パスポート(顔写真印字部の見開き)

□金融機関が確認できる書類のコピー(給付金支給先口座)

[例]●通帳(1ページ目の見開き部) ●キャッシュカード(両面)

●ネットバンクの送金先が記載されているページ(金融機関・支店・口座番号・氏名の記載必要)

□「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」又は「児童手当・特例給付却下通知書」のコピー

(これまで児童手当を受給していた方のみ)

※消滅・却下理由が「所得上限限度額の超過」であるものに限りです。

※つくばみらい市が、「児童手当・特例給付」の受給資格消滅又は申請却下を行っている場合は、書類の添付を省略することができます。

※公務員の方は、受給資格喪失時に所属庁から通知を受けています。

児童と別居している方

□ 別居監護申立書 □児童居住先の世帯住民票(世帯主・続柄入り)

外国籍の方

□在留カードの両面コピー

※児童が海外留学されている方、未成年後見人の方は、別途必要書類があります。

※その他、提出書類が必要な場合があります。市ホームページ、みらいこども課でご確認ください。